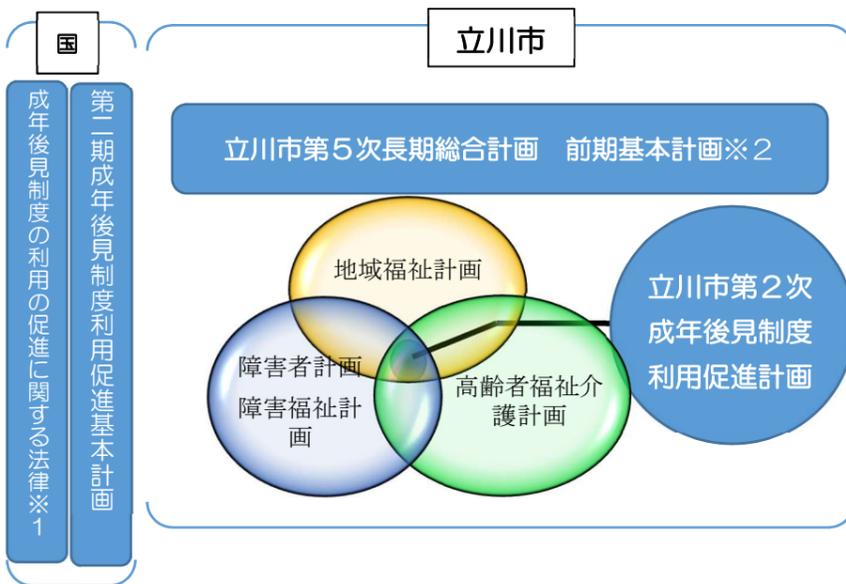


立川市第2次成年後見制度利用促進計画骨子案

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

計画策定の背景、目的について記載しています。「立川市第2次成年後見制度利用促進計画」では国の法律^{※1}に基づく基本計画を勘案しながら、市の長期総合計画及び地域福祉計画等関連する計画と整合性を図って策定します。

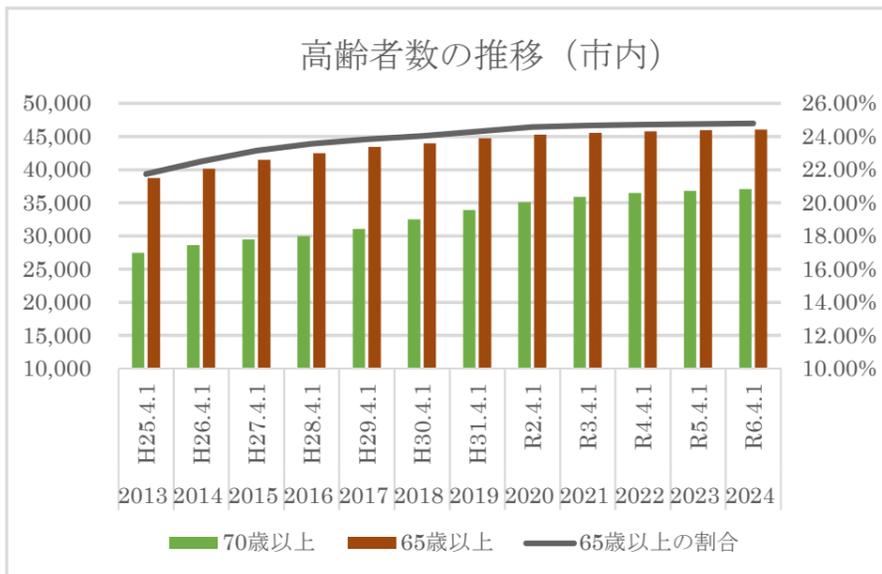
【背景】第1次計画を策定したことにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみを整備しています。第2次計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに推進します。



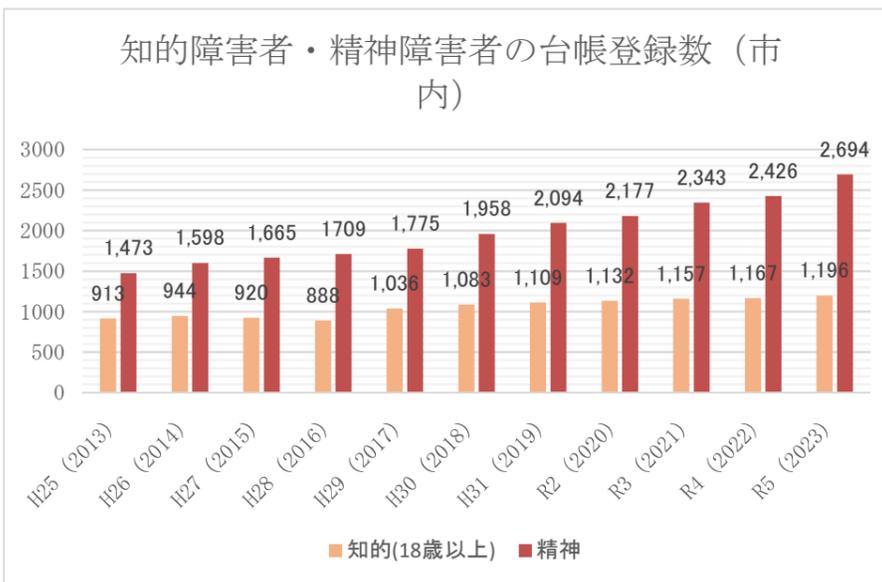
	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
国計画	第2次			第3次(未定)				
長期総合計画	第4次(後期)			第5次(前期)				
地域福祉計画	第4次			第5次				
本計画	第1次			第2次				

第2章 立川市の現状と課題

高齢者と障害者の状況、市の施策実施状況、第1次計画の評価、市の課題について記載しています。



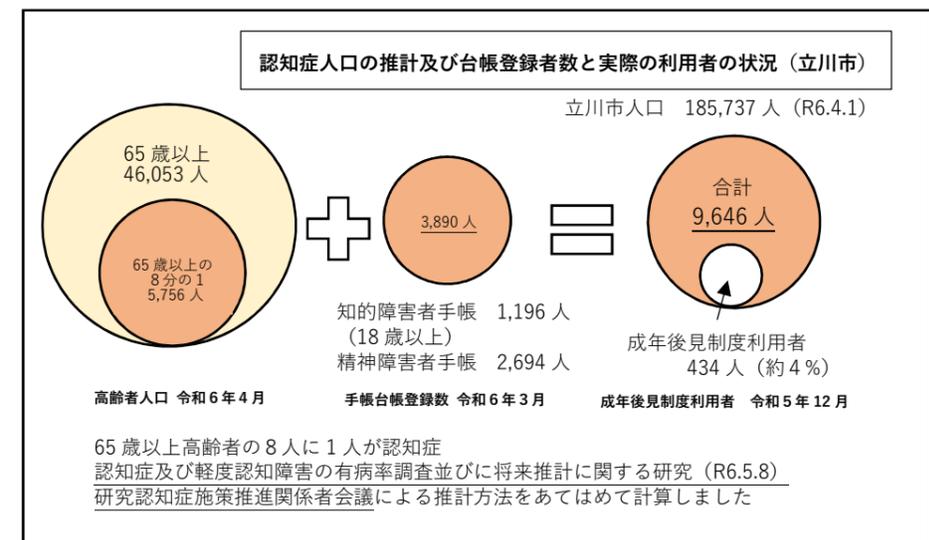
【高齢者】高齢化と単身世帯の増加が同時に進行しています。今後、判断能力が衰えたときに、頼ることのできる身寄りがないとしても、安心して、最期まで、この立川市で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを深化、推進します。



【障害者】障害者台帳の登録数が増えていることと合わせ、高齢化の影響も受けています。障害者の権利擁護への理解を進め、成年後見制度が的確に利用できる環境づくりを推進します。

【取組施策の実施状況】第1次計画では、社会福祉協議会の「地域あんしんセンターたちかわ」と協働して権利擁護事業を推進しています。広報、相談、申立支援、第三者後見人等の支援、市民後見人の養成支援、法人後見の実施、市長申立、費用助成、重層的ネットワークの構築等を行っています。

【課題】全国的な状況と同様、立川市においても成年後見制度利用が想定される人口に対し利用率が低く権利擁護が必要な人に支援が行き届いていない可能性があるため、引き続き制度の理解を地域で深め、連携を強化する必要があります。



第3章・第4章については裏面記載

第5章 計画の振り返りと進捗管理

計画推進のための進捗管理と評価について記載しています。

各関係機関と進捗管理について検証し、市で取りまとめを行い、関係機関と共有し、計画の理念や目標達成という視点で評価し、課題を明らかにし必要な改善を推進します。

【理念】支えあいつながり広がる権利擁護

成年後見制度利用促進

【目標1】

権利擁護支援策と

相談体制の充実

～必要な人すべてが制度を利用できる体制づくり～

【目標2】

権利擁護支援など

を身近なものに

するしくみづくり

～本人を中心とした適切で柔軟な運用～

取組施策1
総合的な権利擁護支援策の充実

- 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進
日常生活自立支援事業による支援が困難になった時には、成年後見制度へ移行できるよう、対応方針の検討等を行う取組を推進します。
- 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援
成年後見制度および日常生活自立支援事業に加えて第三の権利擁護支援の体制整備を検討します。

取組施策2
意思決定支援と支援体制の確立

- 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
チームで意思決定支援の考え方を理解し、実践できる体制整備を推進します。
- 適切な後見人等の選任・交代の推進
本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人等の選任支援を行います。
- 後見人等に関する苦情等への適切な対応
本人や関係者の制度に関する理解を促進するとともに、関係機関が必要に応じ連携し適切なチーム支援を推進します。

取組施策3
地域連携ネットワークの充実

- 成年後見制度に関する普及啓発
市民向けの制度周知の充実、関係機関への広報・啓発を推進し、連携・協力体制を充実させます。
- 相談機能の充実
関係者・団体が受け止めた権利擁護支援に関するニーズへの対応に悩まないよう、地域で権利擁護支援や相談支援を担う機関では、その役割や連絡先の紹介、相談のつなげ方などの支援を推進します。
- 成年後見制度の利用促進機能の充実
中核機関のコーディネート機能強化、受任者調整（マッチング）等の支援体制整備を推進します。
- 後見人等支援機能の充実
親族後見人の支援、後見人等の支援（チームで見守り、意思決定を支援する体制の強化）等支援体制を充実させます。
- 関係機関・金融機関と連携
不正の発生を未然に防止、制度を身近なものにする取組を推進します。

取組施策4
担い手の確保と必要な人への
制度利用促進

- 担い手の確保・育成
地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人・法人後見等の育成・支援を推進します。
- 任意後見制度の利用促進
市民や地域連携ネットワークに対して、専門職団体を含めた様々な相談窓口があることを周知します。
- 市長申立ての適切な実施
高齢者や障害者の虐待防止や保護が図られるよう、迅速かつ適切に市長申立てを実施します。
- 助成制度
制度の周知に努めながら必要な助成を実施します。